

小作争議調査表

No. 135

昭和九年 (月報書第 10 號)

(昭和十年七月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	浮羽郡 吉井町 及 酒筒村	發生 昭和九年 四月 至 昭和十年 七月 二十七日
	終 熄	
關係人員	地主 中野 敏之助 小作人	關係地 田 二町 三反 三五歩 種類面積 畑 一畝八畝二歩
地主關係團體	小作人 農産物販 聯合會	
原因	小作人他村附近の小作料に比し該田は高率なりと云理由を以て佃下地を要求し昭和九年度より小作料を納入せざるに地主は小作料滞り土地を返還を要するとの内	
要 求 事 項	小作料永久一割五歩減要求	
經 過	四月二十五日係争地を各小作人に 管内各町町長に請願し 調停申請書提出し各町長 上より調停委員会を組織し 解決せし 十年七月二十七日第七回小作料 委員会を召集し裁判所 を招き漸く条件を解決す	
結 果	一 昭和七年度不納米日三斗五升後八斗 の割合で本年十一月末日迄に納入 せし 二 昭和八年 度不納米日三斗迄の割合で 明年十二月末日迄に納入せし 三 昭和九年度不納米日三斗五升迄 に現物納入せし 四 小作料減額を廿分一割 福富会と 一割五歩減を各町長と 五 昭和十年以降も小作料永久三割減を年	

備 考	結 果
	<p>一 当該田地は従来小作料一斗三升、但し一俵三斗四升に依り引續き賃貸小作七斗 の時、佃下地は他人の手を借りて耕作するに依り、耕作するに依り、 時例への耕作の意向を年毎に使役し得るが故に、場合及地主が生活上田地を賃貸する 必要に立至る時、収穫期より二ヶ月以前に地主の要求に依り、小作人の賃貸料を 土地に還すこと 一 可也</p>